伐採搬出ガイドライン　事前チェックシート

現場：　　　　　　　　　　　　　　　日付：　　　　　年　　　月　　　日　　記入者：

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 　 | チェック |
| 1 | 土地の権利について登記簿等で確認した。 | □ |
| 2 | 境界は隣接所有者との間で確定済で、目印などにより明確である。 | □ |
| 3 | 長期施業受託契約が結ばれている。 | Yes / No |
| 　 | →  | 伐採に関する受託者との調整を済ませた。 | □ |
| 4 | 所有者もしくは長期施業受託者が森林経営計画を立てている。 | Yes / No |
| 　 | →  | 森林経営計画の変更を行ったか、必要ないことを確認した。 | □ |
| 5 | 伐採及び伐採後の造林届出を提出した。 | □ |
| 6 | 保安林である。 | Yes / No |
| 　 | →  | 指定施業要件を確認、保安林伐採許可を受けた。 | □ |
| 　 | →  | 路網・土場開設について土地形質変更の許可を受けた。 | □ |
| 7 | その他の制限や必要な手続きのある森林である。 | Yes / No |
| 　 | ※砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域、国定公園、県立自然公園、風致地区、文化財について、別紙を参考に必要な手続きを取る。 | 　 |
| 　 | →  | 伐採が制限内容に抵触しないことを確認した。 | □ |
| 　 | →  | 必要な許可、届け出をした。 | □ |
| 8 | 伐採が過去の補助事業の要件に抵触しないか確認した。 | □ |
| 9 | 運材の道路の使用について必要な許可、手続きを済ませた。 | □ |
| 10 | 土地を購入した。 | Yes / No |
| 　 | →  | 面積1ha以上（都市計画区域外の場合）ならば国土利用計画法の届出を、1ha未満ならば森林の土地の所有者届出をした。 | □ |
| 　 | →  | 水源地域内の場合、県への届出をした。 | □ |
| 　 | →  | 森林経営計画の継承、新規樹立を検討した。 | □ |
| 11 | 伐採更新計画を立て、所有者の同意の署名を得た。 | □ |
| 12 | 保護箇所、注意箇所は目印などにより明確である。 | □ |

**事前チェックシート別紙　保安林等の確認方法**

**（１）保安林**

 ①確認の方法：対象地の地番や区域を調査の上、農林振興局又は西臼杵支庁林務課へ　　　　　　　　　　問い合わせる必要があります。

　　②事務手続き：立木伐採や作業行為を行う場合など手続きが必要となります。

　　③様　式　等：無し

　　※参考　https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kense/koho/kense-faq/qa\_page/17-q07.html

**（２）砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域**

 ①確認の方法：管轄する土木事務所に問い合わせる必要があります。現地には、砂防　　　　　　　　　堰堤などの構造物が設置され、区域を示す標識や標柱等も設置されていると思います。なお、地すべり防止区域につきましては、県土整備部所管・農政水産部所管・環境森林部所管のものがありますので、県土整備部所管のものは土木事務所へ、農政水産部と環境森林部所管のものは、農林振興局（農村計画課及び林務課）へ問い合わせる必要があります。

 ②事務手続き：土地の形状を変更する場合や架線を設置する場合など手続きが必要で　　　　　　　　　　す。

　 ③様　式　等：無し

 ※参考 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/sabo/shakaikiban/kasen/20171226135502.html

**（３）国定公園、県立自然公園**

 ①確認の方法：県ＨＰで確認できます。

　　②事務手続き：木竹の伐採や土地の形状変更を行う場合など手続きが必要になります。

　 ③様　式　等：県ＨＰに有り

 ※参考 http://eco.pref.miyazaki.lg.jp/nature\_environment2/national\_park/

**（４）風致地区**

 ①確認の方法：県内５つの市町（宮崎市、都城市、延岡市、高鍋町、高原町）に１３地区の風致地区があるようで、各市町で条例が制定されているようです。３市については、該当地区がＨＰで確認できるようですが、２町については区域の確認までは出来ないようです。

　　②事務手続き：木竹の伐採や土地の形質の変更を行う場合など手続きが必要です。

　 ③様　式　等：市ＨＰに有り

 ※参考 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/development/notification/12307.html

　　　　　 https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/soshiki/55/10054.html

　　　　　 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/toshi/keikaku/fuchichiku/index.html

**（５）文化財**

 ①確認の方法：県ＨＰで確認できますが、詳しくは関係市町村か県の教育委員会文化財課へお問い合わせ下さい。

 ②事務手続き：要・不要を含め関係市町村か県の教育委員会文化財課へお問い合わせ下さい。

　 ③様　式　等：県ＨＰに有り

 ※参考 http://www.miyazaki-archive.jp/d-museum/mch/

**（６）水源地域内の土地取引**

 ①確認の方法：県ＨＰで確認できます。

　　②事務手続き：水源地域内の森林である土地で、売買等の取引を行おうとするときは県への届けが必要です。

　 ③様　式　等：県ＨＰに有り

 ※参考 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/kense/hoki-koho/suigenzyourei.html

**（７）国土利用計画**

　　①事務手続き：１㏊以上の土地売買等の契約を締結したときは、買主が契約日を含めて２週間以内に、その土地が所在する市町村に届出をする必要があります。

　 ②様　式　等：県ＨＰに有り

 ※参考 https://www.pref.miyazaki.lg.jp/chusankan-chiiki/shakaikiban/tochi/chika.html

**（８）森林の土地の所有者届出書**

 ①事務手続き：１ha未満の土地を取得した場合で、地域森林計画の対象となっている民有林の場合は、所有者となった日から９０日以内にその土地が所在する市町村に届出をする必要があります。なお地域森林計画の対象かどうかは、農林振興局又は西臼杵支庁林務課で確認できます。

　 ②様　式　等：県ＨＰに有り

 ※参考 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/shinrin-keiei/kense/shinse-todokede/page00047.html

**（９）その他**

 　宮崎県総合政策部中山間・地域政策課が令和２年９月に発行している「土地利用規制ガイド」が参考になります。

 ①風致地区内における建築等の規制（許可）　　　　　　　　　　　　Ｐ６

 ②森林伐採の届出 　　　　　　　　　　　Ｐ２６

 ③林地の所有者異動の届出 　　　　　　　　　　　Ｐ２８

 ④水源地域内森林の土地取引（届出） 　　　　　　　　　　　Ｐ２９

 ⑤保安林内の立木伐採等の制限（許可・届出） 　　　　　　　　　　Ｐ３３

 ⑥自然公園における規制（許可・届出） 　　　　　　　　 　　Ｐ３４

 ⑦砂防指定地における行為の制限及び砂防設備の占用の制限（許可）　Ｐ６１

 ⑧地すべり防止区域内における行為の制限（許可） Ｐ６２

 ⑨急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限（許可） Ｐ６３

 ⑩文化財についての規制（許可） Ｐ８５

 ⑪埋蔵文化財についての規制（届出） Ｐ８６